

# KITAHAMA<sup>+</sup> PLUS

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

Vol. 20

2024 SUMMER

特集

## ビジネスと人権

コーポレート・会社法/争訟・紛争解決  
SDGs・サステナビリティ・ESG  
グローバルコンプライアンス  
河浪潤 弁護士

コーポレート・会社法/争訟・紛争解決  
リスクマネジメント・コンプライアンス  
SDGs・サステナビリティ・ESG  
中嶋隆則 弁護士

法務 Troubleshooting

企業の人権尊重対応で注目される  
フランスの「注意義務に関する法律」

緊迫する世界情勢下において、企業姿勢が問われています。

ビジネスと人権に対応できるのは、  
優良企業の証？

ビジネスパーソンの休憩時間

おすすめ ロンドンの美術館&博物館



大阪事務所

〒541-0041  
大阪市中央区北浜1丁目8番16号  
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)  
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005  
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号  
サピアタワー

TEL: 03-5219-5151 (代表)  
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018  
福岡市博多区住吉1丁目2番25号  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)  
FAX: 092-263-9991

### KITAHAMA PLUS 定期便へのご登録

KITAHAMA PLUS は、弁護士法人 北浜法律事務所がお届けしているフリーマガジンです。  
企業にプラスになるリーガル情報をコンセプトに、年4回発行しています。  
定期便(新刊の毎号配送)をご希望の方は、ホームページよりご登録ください。※定期便の購読は無料です



特集

# ビジネスと人権

サステナビリティ時代において、現代企業が直面する人権問題。  
専門家がその核心に迫り、具体的な対応策を紹介する対談です。



コーポレート・会社法/争訟・紛争解決  
リスクマネジメント・コンプライアンス  
SDGs・サステナビリティ・ESG

弁護士 **中嶋 隆則**

コーポレート・会社法/争訟・紛争解決  
SDGs・サステナビリティ・ESG  
グローバルコンプライアンス

弁護士 **河浪 潤**

# KITAHAMA<sup>PLUS</sup>

message

KITAHAMA PLUSは創刊して丸5年。

ビジネス法務の最前線で働く弁護士がお届けする

「今、企業にとって必要なリーガル情報」という

コンセプトで刊行してまいりました。

読者の皆様のおかげで20号という節目を迎えることができ

心より感謝しております。

これを機に、表紙をリニューアルし新しい顔になりました。

北浜法律事務所の持ち味である

「風通しの良さ」「専門性」「総合力」を感じていただけたら嬉しいです。

これからも厳選したリーガル情報をお届けしてまいりますので

今後ともよろしくご依頼申し上げます。



弁護士法人北浜法律事務所 代表  
北浜グループ CEO

**森本 宏**





# 企業が直面する人権問題の本質とは？ 人権尊重の取り組みをしない場合の不利益とは？

**中嶋** 昨今、サステナビリティやESGといった言葉がすっかり定着し、国・自治体・企業・NGO等色々なレベルでも、社会における人権に関する意識の高まりを踏まえ、人権問題に着目する企業も増えてきています。特に、2022年9月に日本政府が人権尊重ガイドラインを出した頃から、ビジネスと人権に関する相談が一気に増えてきたように思いますが、これまでにどのような相談を受けましたか？

するサポートをしたり、人権デューデリジエンス(以下「人権DD」)を担当している企業の方から困ったときに都度ご質問を受けたりしました。また、海外のハードローについてご質問を受けることもよくあり、例えば、英国現代奴隷法の解釈について質問を受けたときには、英国弁護士と共に最新の判例や動向を調べて対応しました。

**中嶋** 私は、既存の内部通報制度を拡充し、サプライチェーンにおける人権問題を対象に含む救済メカニズムを構築することを検討したり、大口取引先から人権対応を求められたサプライヤー側企業の体制構築をサポートしたりしました。また、M&Aの際の法務DDにおいて、ESGに関する取組みを開示依頼に含めたり、最低限の法令遵守を超えた領域を調査対象に含める事案が出てきており、M&Aの文脈でも関心の高まりを感じています。

**中嶋** 人権は包括的な概念ですので、突き詰めていけば企業活動のほとんどが何らかの人権課題を抱える可能性があります。企業においては部門横断的な取組みが不可欠です。また、経営トップや各部門を統括する方が人権に取り組み意義をしっかりと腹落ちできているかによって、取組みの具体性や効果は大きく違ってきます。弊所は、相談窓口や社内研修等を通じて、部門間の認識のギャップを解消し、腹落ちした社員を増やしていくお手伝いをいたします。

うわけではありませんが、人権尊重の取組みをしない場合の不利益は、極めて大きいと考えています。

**中嶋** 例えば、既存顧客から契約を解除されることによる売上の減少、取引前に人権尊重の取組み状況を調査されることで新規取引の機会喪失、入札の応募要件を満たせず公共調達に参加できないリスク、強制労働が介在する製品の輸入が規制されるリスクなどがありますね。

を見誤ると中長期的には経営リスクにもつながります。例えば、NGOなどから告発・訴訟されたり、SNSで炎上を招き不買運動や抗議運動がおこった場合のダメージは非常に大きなものとなります。逆に、企業が人権尊重にきちんと取り組むことで、レピュテーションやブランドイメージの向上のみならず、実際にESG投融資を受けやすくなったり、優秀な人材の獲得・定着労働環境改善による生産性向上につながります。

義務付けたり、川上のサプライチェーン全体について人権侵害や法令違反がないことを表明保証させ、違反の場合に損害賠償や契約解除ができる建付けがますます増えていると思います。他方で、近時のグローバルスタンダードに照らせば、人権DDの実施責任は購入者側企業にもあるものであって、特に規模や交渉力に大きな差がある場合、サプライヤーにリスクや負担を一方的に押し付けることは、独禁法、下請法上の問題を生じさせる可能性もあります。

**河浪** 普段人権関係はコンサルタント等に依頼している企業も、特に契約条項については法的な側面に注意する必要性が高いので、弁護士に相談することを強くおすすめします。

**中嶋** ビジネスと人権を巡る近時の議論は海外が先行していることもあり、グローバルな規範の理解が不可欠です。また、人権やESGの理解をベースに、個別の企業活動に照らした法律問題に対応することが実務上の要請となりますが、我々がハブとなって所内外の各専門家と連携してチームアップすることで、どのような問題にもきめ細かく対応することが可能です。

**河浪 潤** 弁護士  
Jun Kawanami

Profile

2012年大阪大学法学部法学科卒業。2013年弁護士登録。2020年ハーバード大学ロースクール修了(LLM)。紛争解決とM&Aを中心に、国内外の企業法務を取り扱う。社会課題の解決に取り組む企業が持続的に利益を生み出し続けるための法的サポートをライフワークとしており、近年は企業のESG対応、特に「ビジネスと人権」に関する助言を多くの企業に対して行っている。

**中嶋 隆則** 弁護士  
Takanori Nakajima

Profile

2008年京都大学法科大学院修了。グローバルM&A、コーポレート、国際関係法務などの案件を専門に担当。米国留学中は、海外M&Aの実務を学び、国際人権や国際環境法におけるソフトウェアを中心としたグローバルな規範についても見識が深い。世界のトレンドとサステナビリティを踏まえた企業のビジネス展開、コーポレートガバナンス改革等をサポートしている。また、紛争や刑事事件などの案件にも積極的に取り組んでいる。



Relay column

# ビジネスと人権に 対応できるのは、 優良企業の証？

緊迫する世界情勢下において、企業姿勢が問われています。



人権侵害の対応は  
今や企業の義務  
になってきている

中 亮介 弁護士 Ryosuke Naka

総合商社への出向等を通じてクロスボーダーの取引を数多く担当。米国及びドイツへの留学からの帰国後は、ヨーロッパ・プラクティス・グループの一員として、インバウンドアウトバウンド双方向の支援に注力。IT・システム開発紛争、個人情報保護、コーポレート業務一般の他、販売店契約等の交渉、独禁法・競争法、倒産法等の分野でも実践を積んでいる。

Profile



本年4月24日、紆余曲折を経て、欧州コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）が欧州議会にて採択されました。民間部門への重い責任に対する反発等により駆け引きがありました。欧州議会が右傾化してしまえば採択できなくなるという危機感から、土壇場で決着したといわれます。今後は欧州に限らず全世界においてCSDDDが「ビジネスと人権」の重要な指標となるでしょう。ドイツのサプライチェーン・デューデリジェンス法（LkSG）のように、類似の法規制を有する欧州の国はCSDDDに合わせた法改正が必要となります。

CSDDDは、2011年6月に国連で承認された「ビジネスと人権に

する指導原則」に準拠しつつ、人権・環境DD等の各種法的義務や罰則を導入します。直接適用を受けずとも、適用を受ける企業のサプライチェーン上の企業は、対応を求められます。CSDDD対応済みであると謳えば、相応の責任を負います。表面的な対応だけでは怪我の元ですから、しっかり対応する必要があります。

緊迫する世界情勢において、人権に配慮し続けるには負担や困難を伴います。しかしだからこそ、対応できる企業は優良企業と評価されるのではないのでしょうか。

Have a little break

## ビジネスパーソンのお休み時間

おすすめ ロンドンの美術館&博物館

Queen Mary University of LondonのLLMへの留学を終え復帰しました。大学院では、Sustainability and Corporationというモジュールも履修したのですが、毎回、日本を含む様々な国からの留学生が活発に議論していて、サステナビリティへの世界的な関心が高まっていることを実感しました。大学院での勉強の傍ら、休日にはロンドン観光も楽しみました。私のロンドンのお勧めスポットは、無料またはリーズナブルな入場料で楽しめる美術館・博物館です。大英博物館やナショナルギャラリーの他にも、テートブリテン、コートールド美術館、ウォレスコレクション、自然史博物館、V&A美術館など、名画や化石、美術品を間近で堪能できるスポットが沢山あります。ロンドンに行かれる機会があれば、ぜひ訪れてみてください。

川田 由貴 弁護士 Yuki Kawata

Profile



Profile



川田 由貴弁護士の

オススメ  
観光



## 法務 Troubleshooting

# 企業の人権尊重対応で注目される フランスの「注意義務に関する法律」

File / 20

欧州コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）が2024年4月24日に採択されたことから、フランスの親会社及び発注企業の「注意義務に関する法律」（LOI n° 2017-399 du 27 mars 2017）に注目が集まっています。

この法律によれば、対象企業は、全サプライチェーンの活動をカバーする計画書に、リスクマップ、評価のベースとなるプロセスの説明、リスクを防止・軽減するための行動計画、注意喚起と報告の聴取の仕組み、対策と効果をモニタリングするシステムといった内容を盛り込む必要があり、しかも実施前にウェブ公表をする必要があります。

注意義務に関する法律に義務違反があれば民事責任を問われるおそれがあり、しかも、従業員や労働組合のみならず、環境保護・人道支援団体も訴えを提起できます。

今のところ対象となる会社は少なく、事例は限られていますが、ロシアから撤退しないとの理由で、石油大手トタルエナジーズが、トルコで人権差別をしているとの理由で、化粧品大手イヴ・ロジェが、それぞれ訴えを提起されています。なお、ウガンダパイプラインプロジェクトに関する環境NPOの訴えは手続的な理由で却下されています。

企業の人権尊重対応案件については、フランス控訴院が2024年1月、企業の注意義務及び環境に特化した集中部の創設を公表しており事件数の増加が見込まれているようです。

今、人権侵害を撲滅する動きは世界中で起こっています！

企業も、人権侵害を絶対に起こさない仕組みづくりを！



生田 美弥子 弁護士 Miyako Ikuta

フランス共和国、米国ニューヨーク州、日本での弁護士資格（第二東京弁護士会）を持つ。2012年北浜法律事務所入所。ヨーロッパ・プラクティス・グループ責任者。長年の海外勤務の経験に基づき、コーポレート・コンプライアンス、M&A、知的財産・アート、環境、訴訟・仲裁等国際紛争等渉外全般を取り扱う。幅広い欧州でのネットワークを生かし、GDPRなど、データプロテクションに対応。

Profile



Profile



金田 蔵人 外国弁護士（フランス） Claude Kaneda

フランス弁護士として、フランス企業との商業取引契約やフランス企業の日本子会社におけるコンプライアンス・契約書に関するアドバイスの経験が豊富。また自動車、流通・小売、食品、製造業などの日仏企業を当事者とするクロスボーダーM&Aにも関与。パリ行政高等裁判所、フランス司法最高裁判所、パリ司法高等裁判所での知見を活かし、フランス・ヨーロッパ競争法に関する業務の専門家としての活躍している。

Profile



Profile

